

別記様式（第3条関係）

かほく市通話録音装置貸出申請書

年 月 日

かほく市長 様

通話録音装置の貸出しを受けたいので、かほく市通話録音装置貸出事業実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、裏面の通話録音装置貸出しに伴う確認事項に同意します。

申請者 (使用者)	ふりがな 氏 名				⑩
	住 所	〒 ー			
	生年月日	年	月	日	年齢 歳
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 65歳以上の単身世帯 <input type="checkbox"/> 65歳以上のみの世帯 <input type="checkbox"/> 日中、65歳以上のみとなることが常態である世帯 <input type="checkbox"/> その他 ()				
装置の設置先	【固定電話番号】				
業者設置の希望	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する				

使用者に裏面の通話録音装置貸出しに伴う確認事項について同意を得た上で、代理で申請します。

代理申請者	ふりがな 氏 名				
	住 所	〒 ー			
	連絡先	【日中連絡のとれる電話番号】			
使用者との関係	<input type="checkbox"/> 親族（続柄 ()) <input type="checkbox"/> 親族以外 ()				

処理欄

受付 No.	装置 No.	貸出日	貸出終了日	受付担当者	
		年 月 日	年 月 日		
返却日		装置の状態等			返却確認者
年 月 日	撃退率	%、破損等 無・有 ()			

(裏面)

かほく市通話録音装置貸出しに伴う確認事項

1. 申請書の内容を確認するため、申請者の本人確認書類の提示を求められた場合は、これに応じること。
2. 通話録音装置は、申請した場所（設置先）以外では使用しないこと。
3. 業者による通話録音装置の設置を希望した場合は、申請書に記載された個人情報を市が委託する設置業者へ提供すること。
※ 提供する個人情報は通話録音装置の設置又は保守に関する連絡の利用目的以外で使用することはありません。
4. 通話録音装置は、申請者の責任において適正に使用し、第三者へ譲渡したりしないこと。
5. 通話録音装置に不具合や誤作動等が生じた場合又は破損や紛失した場合は、速やかに市へ連絡すること。
6. 通話録音装置の貸出しが取り消された場合、貸出期間が終了した場合又は使用する必要がなくなった場合は、速やかに市へ返却すること。
7. 申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡すること。
8. 通話録音装置の維持管理等に関する費用及び故意又は重大な過失による修繕等に係る費用は、申請者が負担すること。